七　福岡県椿原地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた区域
福岡県八女市黒木町笠原
字笹ノ原　一〇〇四番一地先道路敷　一号
八九五番　四号
九六四番三地先道路敷　五号
字大野　一一九七番二　二号
一二三二番一　三号
八　長崎県東山下地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を対馬市道野良線道路敷に沿って結んだ線、標柱三号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた区域
長崎県対馬市厳原町日吉
一号
三四一番八　十二号
三五三番一　十三号
三四九番二　十四号
三四三番一
長崎県対馬市厳原町東里
字東山下　一三九番一　二号
二〇〇番一　三号
一八二番　八号
一六八番　十一号
長崎県対馬市厳原町天道茂
四七四番　四号
四六九番　五号
四七〇番　六号
四六一番　七号
四四六番　九号及び十号
九　長崎県寺坂地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を二級河川田結川左岸河川敷に沿って結んだ線、標柱二号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を諫早市道寺坂線道路敷に沿って結んだ線、標柱九号から十一号までを順次結んだ線及び標柱十一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域
長崎県諫早市飯盛町里
字園田　一八六七番一　一号
一八四八番三　九号
字残木道下　二二〇七番二　二号
字観音平　二一七六番七　三号
字小更　二一四六番一　四号
字残木　二一〇九番三　五号
二〇九一番一　六号
字寺ノ上　一八九八番二　七号
一八九四番二　八号
一七一七番二　十号
字上原　一七八四番一　十一号

○国土交通省告示第千二百七十五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。
平成二十五年十二月十九日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　新潟県滝谷沢地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線並びに標柱一号と四号を昭和三十七年建設省告示第三百九十三号及び昭和三十九年建設省告示第五十三号で指定した新潟県滝谷沢地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
新潟県南魚沼市樺野沢
字前田　一一〇番二　一号
字中屋敷　六七番一六　二号
字上ノ山　一〇一〇番地先道路敷　三号
新潟県南魚沼市樺野沢新田
字北沢　一二〇番一　四号
二　長野県池原地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十二年建設省告示第千六百三十一号で指定した池原地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
長野県北安曇郡小谷村大字中小谷
字宮外　丙七九七〇番　一号
字ヲゲンビシ　丙七九〇二番ロ　二号
字ヲゲンビシ　丙七八九七番　三号
三　岐阜県白倉地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線並びに標柱一号と五号を昭和三十四年建設省告示第四号及び平成九年建設省告示第千四百九十号で指定した岐阜県白倉地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
岐阜県瑞浪市日吉町
字南山ノ田　二八七三番二　一号
二八六〇番　二号
字東寺　二九三七番一　三号
二九三六番七　四号
二九四二番　五号
四　静岡県門島地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を平成八年建設省告示第千五百一号で指定した門島地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
静岡県浜松市天竜区春野町杉
字ヤナムカイ　八一〇番　一号
八〇九番一　六号
字久原　五八二番二　二号
五八二番一　三号
字スギタ　八〇八番三地先河川敷　四号
八〇八番一　五号
八二四番　七号
五　山口県多賀丘地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線（標柱一号と二号については、昭和五十九年建設省告示第八百六十三号で指定した山口県多賀丘地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた区域
山口県宇部市大字際波
字鉾田　一〇六一番一　一号
字大多婦　二一三番一八　二号
山口県宇部市西宇部北四丁目
一〇七三番　三号
一〇七五番三　四号

○国土交通省告示第千二百七十六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年十二月四日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。
平成二十五年十二月十九日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　名称
株式会社那加自動車教習場
二　主たる事務所の所在地
岐阜県各務原市那加西那加二十八番地
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千二百七十七号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年十二月四日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。
平成二十五年十二月十九日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　名称
株式会社那加自動車教習場
二　主たる事務所の所在地
岐阜県各務原市那加西那加二十八番地
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千二百七十八号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年十二月四日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。
平成二十五年十二月十九日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　名称
株式会社トラストエージェント
二　主たる事務所の所在地
東京都大田区蒲田五丁目十五番八号
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千二百七十九号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年十二月四日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。
平成二十五年十二月十九日
国土交通大臣　太田　昭宏